

国連女性の地位委員会

第 70 回

ニューヨーク、2026 年 3 月 9 日～19 日

議題項目 3(a)(i)

第 4 回世界女性会議及び総会第 23 回特別セッション『女性 2000

年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和』のフォローアップ：戦略的目標の実施、重大な懸念分野における行動、並びにさらなる行動及びイニシアティブ：優先テーマ：包摂的かつ公平な法制度の促進、差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに構造的障壁への対処などを通じた、すべての女性及び女児のための司法へのアクセスの確保及び強化

包摂的かつ公平な法制度の促進、差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに構造的障壁への対処などを通じた、すべての女性及び女児のための司法へのアクセスの確保及び強化

合意結論

**本翻訳は、内閣府男女共同参画局による仮訳であり、正確には原文を御確認ください。また、当仮訳は、今後修正される可能性があることに御留意ください。*

1. 女性の地位委員会は、北京宣言及び行動綱領¹、総会第 23 回特別セッションの成果文書²、並びに第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年、20 周年、25 周年及び 30 周年に際して委員会が採択した宣言³を再確認し、それらの完全、効果的かつ加速的な実施にコミットする。
2. 委員会は、世界人権宣言⁴、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約⁵、児童の権利に関する条約⁶、及びそれらの選択議定書⁷、並びにその他、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁸、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁹、障害者の権利に関する条約¹⁰、あらゆる形

¹ 「第 4 回世界女性会議報告書」（1995 年 9 月 4 日～15 日、北京）（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）、第 I 章、決議 1、附属書 I 及び II。

² 国連総会決議 S-23/2 の附属書、及び決議 S-23/3 の附属書。

³ 経済社会理事会の公式記録、2005 年、補遺第 7 号及び訂正書（E/2005/27 及び E/2005/27/Corr.1）』、第 I 章 A 節；同上、2010 年、補遺第 7 号及び訂正（E/2010/27 及び E/2010/27/Corr.1）、第 I 章 A 節；同上、2015 年、補遺第 7 号（E/2015/27）、第 I 章 C 節、決議 59/1、付属書；同上、2020 年、補遺第 7 号（E/2020/27）、第 I 章 A 節；並びに同上、2025 年、補遺第 7 号（E/2025/27）、第 I 章 C 節を参照。

⁴ 国連総会決議 217A（III）。

⁵ 国連条約集、第 1249 巻、第 20378 号。

⁶ 同上、第 1577 巻、第 27531 号。

⁷ 同上、第 2131 巻、第 20378 号；第 2171 巻、第 2173 巻、第 2983 巻、第 27531 号。

⁸ 国連総会決議 2200A（XXI）附属書を参照。

⁹ 同上。

¹⁰ 国連条約集、第 2515 巻、第 44910 号。

態の人種差別の撤廃に関する国際条約¹¹、及びすべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約などの関連条約¹²が、ジェンダー平等並びにすべての女性及び女兒のエンパワーメントを実現し、女性及び女兒が生涯を通じてすべての人権及び基本的自由を十分かつ平等に享受するための国際的な法的枠組み及び包括的な一連の措置を提供することを改めて表明する。

3. 委員会は、北京宣言及び行動綱領、並びに国際人口・開発会議とその行動計画¹³を含む主要な国連会議・サミットで行われたジェンダー平等とすべての女性及び女兒のエンパワーメントへのコミットメント、及びそれらの会議・サミットのフォローアップが、「誰一人取り残さない」という誓約を含む持続可能な開発のための2030アジェンダ¹⁴のジェンダーに配慮した実施に極めて重要な貢献を果たすことを再確認し、ジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントに関するグローバル・リーダー会議を通じて示された強力なリーダーシップ及び行動の重要性を認識する。

4. 委員会は、普遍的で、不可分であり、相互依存的で、かつ相互に関連し合う開発への権利を含む、すべての女性及び女兒の人権と基本的自由の促進、保護及び尊重が、女性及び女兒の社会への完全、平等かつ意味のある参加、並びに女性の経済的なエンパワーメントにとって極めて重要であることを再確認する。これらは、包摂的かつ公平な法制度の促進、差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに構造的障壁への対処などによって、すべての女性及び女兒のための司法へのアクセスの確保及び強化を目指すあらゆる政策及びプログラムに主流化されるべきである。

5. 委員会は、女性・平和・安全保障アジェンダの確立を想起し、平和プロセスのあらゆる段階や、紛争防止、紛争解決及び平和構築への女性の完全、平等かつ意味のある参加が、国際平和及び安全の維持及び促進に不可欠な要素の一つであることを再確認する。

6. 委員会は、差別的な法律及び慣行、ジェンダー・ステレオタイプ、負の社会規範、社会的偏見（スティグマ）、権力の不均衡、並びに複合的かつ交差的な形態の差別など、世界規模で女性及び女兒が直面し、司法への障壁となっている差別に深い懸念を表明する。こうした差別は、実効的な救済や保護へのアクセス、公的・政治的生活への完全、平等かつ意味のある参加において、持続的な不利益をもたらしている。また、歴史的・構造的な不平等と男女間の不平等な権力関係に根ざした、あらゆる形態のすべての女性及び女兒に対する暴力の蔓延が、ジェンダー平等とすべての女性及び女兒のエンパワーメントの大きな障害となっており、彼女たちのすべての人権及び基本的自由の十分な享受、司法への実効的なアクセス、並びに権利の侵害及び濫用に対する説明責任を侵害し、阻害し、または無効にしていることに深い懸念を表明する。

7. 委員会はまた、司法制度がすべての女性及び女兒の生きた現実やニーズを十分に反映し、または対応していない場合に、司法へのアクセスに根強い課題があることを懸念とともに指摘する。この課題には、法及び実務における権利の実現に影響を及ぼす実施上のギャップが含まれ、多次元的かつ世代

¹¹ 同上、第 660 巻、第 9464 号。

¹² 同上、第 2200 巻、第 39481 号。

¹³ 国際人口開発会議報告書、カイロ、1994 年 9 月 5 日－13 日（国際連合出版、Sales No. E.95.XIII.18）、第 I 章、決議 1、添付文書。

¹⁴ 国連総会決議 70/1。

を超えた貧困、貧困の女性化、不十分な国内資源及び国際的な資金調達、非公式の雇用、気候変動、教育・ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）・保健サービスへの不平等なアクセス、急速な都市化、さらには紛争及び人道緊急事態が女性及び女兒に及ぼす不均衡な影響といった社会経済的状況も包括される。委員会は、生涯にわたるすべての女性及び女兒に対する司法へのアクセスを確保し、強化することが、ジェンダー平等、女性及び女兒のエンパワーメント、並びに彼女たちのすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受の達成に不可欠であることを認識する。

8. 委員会は、2030年までにすべての女性及び女兒の司法へのアクセスを強化するために、あらゆるレベルの政府に対し、必要に応じて国連システムにおける関連機関並びに国際及び地域組織とそれぞれの権限の範囲内で協力し、国家の優先事項や政策、異なる国情、能力及び開発段階を念頭に置きつつ、以下の緊急行動をとるよう強く要請する。また、市民社会（特に、女性の権利団体、若者主導の組織、フェミニスト・グループ、宗教に基づく組織、労働組合、先住民女性主導の組織、アフリカ人女性主導の組織、アフリカ系女性主導の組織、活動家、女性人権擁護者、女性ジャーナリスト、女性平和構築者、女性平和維持要員、女性調停者）、民間セクター、国内人権機関（存在する場合）、並びにその他の関連するステークホルダーに対し、該当する場合には以下の緊急行動をとるよう招請する。その際、障害のある女性及び女兒、移住者の女性及び女兒、女性移住労働者、アフリカ人女性及び女兒、アフリカ系女性及び女兒、先住民の女性及び女兒、地域コミュニティの女性及び女兒、農村、遠隔地及び沿岸地域の女性及び女兒、脆弱な状況にある女性及び女兒、思春期の少女、高齢女性、民族的または種族的、宗教的及び言語的少数者に属する女性及び女兒、並びに拘禁・収容下にある女性を含むがこれらに限定されない、女性及び女兒の特定のニーズを認識するものとする；

a. 特に優先事項として、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、及びそれらの選択議定書への批准または加入を検討すること。その際、いかなる留保もその範囲を限定し、条約の趣旨及び目的と矛盾しないよう可能な限り正確かつ限定的に定式化するとともに、撤回を視野に留保を定期的に見直し、関連条約の趣旨及び目的に反する留保は撤回すること。また、実効的な国内法及び政策を整備することなどを通じて、これらの条約を完全に実施すること；

b. すべての女性及び女兒が、その権利を侵害された際に、いかなる差別も受けることなく、権限のある独立した公平な司法機関に実効的な救済を求め、かつそれを得ることができるよう、あらゆる必要な措置を講じること；

c. 伝統的な司法制度をはじめとするすべての関連分野において、法の支配を促進し、かつ平等な司法へのアクセスを確保しながら、あらゆる形態の差別、並びに法律、政策及び慣行の不備に対処することを通じて、法的枠組み、政策及び慣行におけるジェンダー平等と非差別を促進、執行及び監視すること；

d. 女性及び女兒を差別し、かつ国際人権法と矛盾する規定を特定し改正するために、国内の法的枠組みの包括的な立法上の見直し及び評価を促進すること。これには、女性性器切除、児童婚、早期婚もしくは強制婚を容認する規定、または家族法、財産権、金融上の信用へのアクセス、その他の民法分野における規定、並びに女性の不均衡な刑罰対象化及び収監を招いている刑事法及び政策が含まれる；

- e. 立法機関を含む関連政府機関の制度的及び技術的能力を強化し、新規及び既存の法律に対するジェンダー影響評価の作成などを通じて、法律、規制及び政策の計画、起草、実施、監視及び評価の全過程において、ジェンダー視点を体系的に主流化すること；
- f. すべての女性及び女兒のために、安全で、能力発揮を可能にする、暴力のない環境を構築するための適切な措置を講じるとともに、公的及び私的領域、並びにオンライン及びオフラインの双方における、女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた国家行動計画の採択、資金提供及び実施を検討すること。これには、性的及びジェンダーに基づく暴力、例えばドメスティック・バイオレンス、強姦、フェミサイドを含むジェンダーに関連する殺人、人身取引、性的搾取及び虐待、児童婚・早期婚・強制婚や女性性器切除などの有害な慣行、セクシャル・ハラスメント、並びに経済的虐待、女性を経済的に依存させる行為、または資金に対する不当な支配など、女性が経験するあらゆる暴力が含まれる。その際、女性及び女兒が生涯を通じて直面する暴力の防止、根絶及び対応のための統合的な情報システム並びに機関間調整メカニズムを確立し、女性及び女兒に対する、まだ十分に認識されていない暴力や新たな形態の暴力に対する認知、記録及び対応を改善すること；
- g. 立法プロセスにおいて、市民社会組織、及びその他の関連するステークホルダーによる、意味のある、安全で、かつ包摂的な参加が確実に可能になるようにすること；
- h. すべてのレベルの公的統治及び司法関連の職務においてジェンダーバランスを達成することを目指し、女性の完全、平等かつ意味のある参加とリーダーシップを妨げ、または制限する構造的・体系的障壁を含むすべての障壁を排除するため、法律及びその他の期限を定めた重点政策、並びに適切な場合には、暫定的な特別措置を採択し、実施すること；
- i. 関連する ILO 条約に基づく義務を踏まえ、労働市場及びディーセント・ワークへの女性の完全かつ平等なアクセスを強化し、母性に基づく差別、並びに仕事の世界における暴力及びハラスメントを排除し、同一価値労働同一賃金を促進し、団結権及び団体交渉権を含む労働の権利を執行し、社会保護を提供し、非公式労働から公式労働への移行を支援し、ケア経済に投資するとともに、女性が不均衡に担っている無償のケア及び家事労働を認識、軽減、及び再分配するケア・サポート体制を強化し、並びに不遵守が発生した場合、及び仕事の世界における人権侵害及び虐待が発生した場合に、有効な救済手段及び司法へのアクセス、並びに説明責任を確保することを通じて、女性の働く権利及び仕事における権利を完全に尊重、保護、及び充足する法律及び規制の枠組みを制定、強化、及び執行すること；
- j. 緊急事態、災害、人道的な状況、及びその他の危機の際を含め、すべての女性及び女兒のための司法及び保護サービスに関する政策開発、管理及び提供に関与する、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための国内機構を含む関連省庁及び機関を統合し、調整するため、女性及び女兒の団体、影響を受けるコミュニティ、及び個人とのパートナーシップのもと、説明責任のある政府全体としての司法戦略を採択し、実施すること；
- k. 適時かつ実効的で有益な対応及び保護措置を確保するため、調整され、かつ制度化されたアプローチを通じて、法執行機関、裁判所、検察サービス、法律扶助、矯正、保護観察、労働検査、児童保護、保健医療、及び社会

サービスの間の連携を強化する、安全かつ実効的で、アクセスしやすく、費用負担が可能な、被害者及び生存者中心の経路並びに照会メカニズムの構築を検討すること；

l. 政策の一貫性及び説明責任を促進するために、グローバル、地域及び国家レベルでの経済、社会、労働及び環境開発、並びに平和及び安全の枠組み（紛争下及び紛争終結後の状況を含む）の中に、すべての女性及び女児の司法へのアクセスに関連する課題及び指標を統合することを奨励すること；

m. すべての女性及び女児の司法へのアクセスに関するコミットメントの実施、及び説明責任を支援するために、女性の地位委員会、国内、地域、及び国際的なジェンダー平等及び人権メカニズム、並びに必要に応じて開発システムの主体との間の調整を強化し、かつ相乗効果を高めること；

n. すべての司法制度が、国際人権法及び法の支配に基づき、アクセス可能で、適時性があり、費用負担が妥当で、かつ解決志向を備えた機関に重点を置きつつ、すべての女性及び女児の多様な状況、背景及び条件を考慮しながら、彼女たちのニーズ、利益及び権利に対応することを確保すること；

o. 特化型の国内メカニズムを確立及び改善し、公的及び私的な領域、オンライン及びオフラインを問わず、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を含む、すべての女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力を防止、調査、訴遂及び処罰すること。加害者の説明責任を問い、不処罰を終わらせるとともに、被害者及び生存者の司法への適時かつ効果的なアクセス、並びに公正で実効的な救済及び賠償を確保すること。これは、特に、暴力事件に関するアクセス可能で、機密性が確保された、安全かつ実効的な報告・司法メカニズムを確立及び強化すること、再被害を与えないことを保証すること、並びに女性及び女児がこれらのメカニズムを通じて救済を求める際に、自己の権利について確実に情報の提供を受けられるようにすることによって実現される；

p. 逮捕、拘禁、訴追、裁判及び判決（不可逆的な刑事罰を含む）の対象となっている、または証人として関わっているすべての女性及び女児の特定のニーズ及び状況に対処すること。その際、差別的な法律、女性及び女児に対する暴力、並びに収監リスクの増大の間の関連性を考慮し、根本原因に対処するために適切な措置を講じるとともに、拘禁、身柄拘束または刑務所内という環境下における女性及び女児への虐待の加害者の説明責任を確実に問うこと；

q. 女性及び女児の人身取引並びにあらゆる形態の搾取を防止、対処、及び排除すること。リスクのある女性及び女児のあらゆる形態の搾取を招く根本原因に対処するための立法及びその他の措置を採択するとともに、女性及び女児の人身取引を通じて搾取を行い、これを促進し、またはそれによって利益を得る者を抑止し、調査し、その説明責任を問うこと。その際、国内法、規則及び規制に従い、人身取引の被害者及び生存者に対する非処罰原則を適用すること。また、女性及び女児の人身取引と、他の形態の国際組織犯罪との間の関連性が高まっていること、及びこれらの相互に関連する課題に対処するための国際協力を強化する必要性を認識し、これに関する国際的、地域的、及び国境を越えた協力、並びに情報共有を強化すること；

- r. 国際人口・開発会議行動計画、北京行動綱領、及びそれらの検討会議の成果文書に従って合意された、性と生殖に関する健康及び生殖の権利へのユニバーサル・アクセスを確保すること；
- s. 司法提供のためのすべての行政・司法メカニズム及び紛争解決サービスが、独立し、説明責任を負い、アクセス可能で、年齢及びジェンダーに配慮し、障害を包摂し、人間中心で、国際人権法に準拠し、かつ公正な裁判及び適正手続きの保障を完全に尊重していることを確保すること。これには、経済的障壁の除去、女性及び女兒を差別するすべての法律及び政策の撤廃、並びに彼女たちがこれらのメカニズム及びサービスにおける自己の権利と利用可能な法的救済手段を確実に認識できるようにすることが含まれる；
- t. ジェンダー平等、並びにすべての女性及び女兒のエンパワーメントのための国内機構並びに国内人権機関（存在する場合）の役割及び能力を強化すること。これにより、あらゆる形態の女性及び女兒に対する差別、暴力及び人権侵害を特定、対処、及び防止し、政府当局の異なる部門・レベル間で調整を行うこと；
- u. 実体的な知識の格差を埋め、負の社会規範やジェンダー・ステレオタイプ、人種差別を含む女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別、並びに供述の信用性評価における差別を軽減、対処及び排除するため、すべての司法関係者に対して継続的な能力構築を確実に提供すること。また、これらの専門家がジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントの基準を遵守することを確保するための監視体制を整備し、違反が発生した場合にはその責任を問うこと；
- v. 質が高く、公平で、経済的負担が可能な、アクセス可能かつ包摂的な教育、生涯学習、アップスキリング並びに職業訓練及び学習への投資を通じて、公的な法的教育及びリテラシーを国内のカリキュラム及びコミュニティ学習プログラムに統合し、人権に関する認識及び知識を促進するための公的な情報キャンペーンを展開することによって、すべての女性及び女兒の司法へのアクセスを確保し、強化すること；
- w. 男性及び男児を変革の主体並びに受益者として、また戦略的パートナー及び同盟者として参画させることを奨励するため、法改革と公的情報キャンペーンを組み合わせた国家戦略の開発を検討すること。これにより、すべての女性及び女兒の司法へのアクセスの強化、並びにジェンダー平等と女性及び女兒のエンパワーメントの達成に向けた取り組みを支援すること；
- x. 家族関係に関するあらゆる事項において、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を排除することにより、女性の司法へのアクセス及び法的保護を強化すること。また、司法制度内においてすべての家族構成員の権利、能力及び責任が確実に尊重されるよう、家族に配慮し、かつ家族を重視する政策及びプログラムを促進することの重要性を認識すること；
- y. 司法部門、並びにジェンダー平等及びすべての女性及び女兒のエンパワーメントに関連するすべての法律の実施のために、特にジェンダーに配慮した予算編成、パートナーシップ、及び政府開発援助を含む国際協力（特に開発途上国に対するもの）を通じて、十分な資源が確実に配分されるようにすること；
- z. 性的及びジェンダーに基づく暴力を受けた女性及び女兒に対し、トラウマに配慮し、かつ被害者及び生存者を中心に据えたサービスを提供する機関

及び組織（十分に資金が確保されたシェルターを含む）に対して、適切かつ持続可能な資源を提供すること。こうしたサービスには、司法へのアクセス、無償または低料金の法律扶助、心理カウンセリング、教育及び社会サービス、性と生殖に関する健康を含むヘルスケアサービス、並びに経済的エンパワーメントの取り組みが含まれる。また、これらのサービスは、安全で、衛生的かつ防犯性が確保され、年齢及び障害を包摂し、かつ緊急時を含めプライバシー及び尊厳を尊重したものでなければならない；

aa. 性的、身体的または心理的暴力を受けた、脆弱な状況にある者を含む女性及び女児の被害者及び生存者のための専用の賠償基金など、適切かつ持続可能な資金提供メカニズムを確立すること；

bb. 普遍的にアクセス可能な物理的及びデジタル基盤、情報通信技術サービス、合理的配慮、及び訓練を受けた職員を通じて、障害のある女性及び女児を含め、すべての女性及び女児にとって包摂的かつアクセス可能な司法施設及びサービスのための、適切かつ持続可能な資金提供を確保すること；

cc. 特に開発途上国において、経済的及び社会的開発の完全な達成を阻害する、国際法及び国際連合憲章に合致しないいかなる一方的な経済、金融または通商措置も、その公布及び適用を控えること；

dd. 農村部、遠隔地、海域、及び危機の影響を受けた地域の女性及び女児に不均衡な影響を与える地理的障壁を軽減するため、移動式、地域密着型かつ分散型の司法・支援サービス、並びに女性及び女児に対する暴力に関する専門裁判所、移動式裁判所、電子裁判所、すべての女性及び女児のためのワンストップ・センターなどの優れた事例やイノベーションを確立し、促進することを検討すること；

ee. 管轄権を有する国内、地域または国際的な司法メカニズムを通じて、女性及び女児に不均衡な影響を与えるものを含む、国際法のあらゆる違反、及び国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対する説明責任を確実に果たすこと；

ff. 人道的状況、紛争中及び紛争後の状況において、立法の強化、並びに紛争下の性暴力及びその他の形態の女性及び女児に対する暴力の防止、捜査及び訴追に向けた積極的な措置の実施などにより、女性及び女児の司法及び賠償への完全かつ平等なアクセスを確保すること；

gg. 移行期司法及び国際司法のメカニズムが、その設計及び実施においてジェンダーに配慮していることを確保し、並びにあらゆる形態の女性及び女児に対する暴力について、トラウマに配慮し、かつ被害者及び生存者を中心に据えた方法で包括的に対処し、不処罰を排除し、並びに再発防止を確実にするため、十分な資源を提供すること；

hh. 司法上の救済の途を妨げることなく、脆弱な状況にある人々を含むすべての女性及び女児の平等なアクセスを確保しつつ、膨大なニーズに対応するための包摂的な行政的賠償プログラムを策定し、実施すること；

ii. すべての構造的障壁を取り除き、司法プロセスの全過程、並びに司法制度におけるリーダーシップ及び意思決定の地位において、被害者、生存者及びその組織を含むすべての女性の、完全、平等かつ意味のある参加を促進すること；

jj. 伝統的な司法メカニズムに関与する女性及び女兒の人権が尊重されること、並びにそのような制度への参加が公式な司法制度へのアクセスを損なわないことを確保すること；

kk. 差別、人種差別、並びに家父長的な規範、植民地時代の遺産及びその他の形態の体系的差別に根ざした構造的障壁に取り組むための社会全体のアプローチの一環として、司法へのアクセスを前進させる不可欠なパートナーである、広範かつ世代を超えた市民社会組織と連携すること；

ll. 女性及び女兒のための司法へのアクセスに向けた取組に従事する市民社会の活動主体のために、オンライン及びオフラインにおいて、活動を可能にする安全な環境を促進すること。これは、適宜、基幹的で予測可能かつ柔軟な複数年にわたる資金へのアクセスの維持、並びに市民社会の活動空間の保護、法律の濫用を含むあらゆる形態の威嚇、ハラスメント、脅迫、報復、暴力及び差別の防止及び対処、並びに司法へのアクセス及びこれらの権利侵害からの保護の確保などを通じて行われる；

mm. すべての女性及び女兒に対し、適時かつアクセス可能で、実効性があり、適切で、かつ安価または無料の法律扶助サービスを確保すること。これは、弁護士会、法科大学院、公益法律事務所及び市民社会組織等を通じたサービス、並びにあらゆる形態の女性及び女兒に対する暴力への対応について専門知識を有する弁護士及び訓練を受けた職員の利用可能性を通じて実現される。これにより、貧困層や拘禁中の者を含むすべての女性及び、適宜、女兒が、国連バンコク・ルール¹⁵を念頭に置きつつ、法的手続きに関して十分な情報に基づいた決定を下せるようにすること；

nn. 費用の免除、法的リテラシーを向上させるための安価なサービスの提供、及び可能な場合には行政・法的手続きの簡素化などにより、女性、及び適宜、女兒の司法制度へのアクセスを容易にするため、障壁を除去すること。手続きに関する情報に基づいた意思決定を可能にする実効的な法的支援を確保し、差別及び報復を防止し、これに対処すること；

oo. 司法上の問題の解決を図るすべての女性及び女兒に支援を届けるため、国内の法的枠組みにおいて、弁護士以外のコミュニティ司法従事者またはパラリーガルを正式に承認することを検討し、かつそれらの者が専門的な監督及び保障措置の対象となることを確保すること。これには、女性及び女兒の権利並びに利用可能な救済手段に関する知識を強化し、公式な司法制度へのアクセスを支援する、コミュニティを基礎とした法的エンパワーメント・アプローチを含めること；

¹⁵ 女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（国連総会決議 65/229、附属書）。

pp. すべての女性に対し、アクセス可能で、機密性が確保され、支援的かつ実効的なサービスを提供することにより、女性及び女兒の司法への平等なアクセスを確保すること。これは、関連機関の実効性、透明性及び説明責任の強化、環境・気候変動及び防災政策へのジェンダー視点の主流化の重要性の強調、女性及び女兒への不均衡な影響の認識、並びに環境・気候変動問題に関する意思決定における女性の参加及びリーダーシップの促進によって実現される；

qq. 国内外のデジタル格差（ジェンダー・デジタル格差を含む）を解消するため、テクノロジーの潜在力を活用し、技術協力を促進すること。これにより、オンラインの司法サービスや情報を含む、すべての女性及び女兒のための包摂的かつ安価な司法へのアクセスを強化すること。その際、オフラインの代替手段を維持するとともに、デジタル学習、リテラシー及び能力構築の機会を拡大し、テクノロジーの使用から生じるリスク及び課題に対処すること；

rr. データ保護、透明性、及びジェンダー・バイアスの排除を含むアルゴリズムの説明責任を含め、人間中心のアプローチをとり、人権を完全に尊重し、並びに差別及び不平等を防止するための適切な保障措置を講じつつ、デジタル技術を活用した司法プラットフォームのための枠組み、法律及び規制を策定し、かつ執行すること。これを通じて、デジタル・システムの設計及び利用において、女性及び女兒の司法への平等なアクセスが妨げられ、損なわれ、または差別されることがないようにすること；

ss. 技術の設計、開発、及び展開におけるものも含め、テクノロジーの使用を通じて発生し、または増幅されるジェンダーに基づく暴力、並びにすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を特定、対処、及び排除するための措置、保障措置及び監督体制を構築すること。これは、ソーシャルメディア、オンラインプラットフォーム、人工知能を含む新興技術、並びに予測アルゴリズムなどのデジタルツールの悪用に対処することによって実現される。また、悪影響の防止及び緩和におけるデュー・ディリジェンスを確保し、司法へのアクセス、人権侵害に対する説明責任、及び実効的な救済を保証し、新しい技術開発が既存の不平等及び差別の様態を永続させることのないようにすること；

tt. 司法制度の専門家、テクノロジー提供者、民間部門、及び市民社会の間の協力を奨励し、女性及び女兒のジェンダー平等とエンパワーメント、公平性、包摂性、及び利用者の安全を向上させる、責任あるイノベーション及びエビデンスに基づく設計を推進すること。これは、司法関連の人工知能ツールの開発などによって実現される。また、司法行政において人工知能を含むデジタル技術が採用される際に、ビジネスと人権に関する国連指導原則¹⁶を念頭に置き、プライバシーの権利と整合した強固なデータ保護法の整備を確実にすること；

uu. 国内の統計システム、並びに体系的な司法セクターのデータ収集及びジェンダー分析に投資すること。包括的な指標を策定するため、データが、所得、性別、年齢、婚姻状況、移住状況、障害、地理的位置、教育レベル、及び各国の実情に関連するその他の特性によって細分化されることを確保すること；

¹⁶ ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31、附属書）。

vv. ギャップ及び課題を特定し、ジェンダー及び年齢に配慮した司法制度のための調査研究を推進するため、特に、ジェンダー平等とすべての女性及び女兒のエンパワーメントに関する包摂的な研究アジェンダの共同作成及び普及に向け、関連するステークホルダーとのパートナーシップを確立すること；

ww. 偽情報、誤情報及びヘイトスピーチに対処し、国際法と統合的な方法ですべての女性及び女兒のための司法の実現に向けた進捗をモニタリングするために、エビデンスに基づいたデータ主導の政策策定を推進し、かつデータシステムに投資すること；

xx. フェミサイドを含む、女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力に焦点を当て、国際法に整合した指標を備えた、世界規模及び地域レベルのデータリポジトリを構築し、かつ既に存在する場合はこれを拡大することを検討するとともに、比較分析及び説明責任の追及に役立て、かつ防止及び保護の指針とするために、これらを政策立案者、研究者及び擁護者が利用できるようにすること。

9. 委員会は、開発途上国がすべての女性及び女兒の司法へのアクセスを強化し、法律の実効的な実施を確保し、かつ北京宣言及び行動綱領並びに2030アジェンダの下でのコミットメントを果たすために、政府開発援助、南北・南南・三角協力、債務の持続可能性、相互に合意された条件での技術移転、能力構築、並びに経験及び好事例の交換を含む開発協力が、引き続き不可欠であることを強調する。

10. 委員会は、北京宣言及び行動綱領のフォローアップにおける自己の主要な役割を再確認するとともに、ライフコース全体を通じた、年齢に配慮し、かつ障害を包摂するアプローチにより、国、地域、及び世界規模での2030アジェンダのレビュー全体にジェンダー平等とすべての女性及び女兒のエンパワーメントを統合し、両枠組み間の強力な相乗効果を確保する必要性を強調する。

11. 委員会は、国連システムの各機関に対し、それぞれの権限内で、加盟国の要請に応じて、包摂的かつ公平な法制度の促進、差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに体系的かつ構造的な障壁への対処及び排除などを通じ、すべての女性及び女兒の司法へのアクセスの確保及び強化を支援するよう求める。さらに、UN Women（国連女性機関）に対し、ジェンダー平等とすべての女性及び女兒のエンパワーメントを促進し、要請に応じて政府及び国内のジェンダー平等メカニズムを支援し、国連システムを調整し、並びに北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施、及び2030アジェンダのジェンダーに配慮した実施を支援するために、市民社会、法律扶助提供者、行政機関、及びあらゆるレベルの司法府を含む関連するステークホルダーを動員するという任務を、引き続き遂行するよう求める。